

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け貿局第1号・輸出注意事項24第18号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～V (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 技術、提供先国及び提出書類 (略)</p> <p>別表2の付表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第一号に該当するもの</p> <p>4 外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第一号又は第三号のいずれかに該当するもの</p> <p>9 外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第一号、第五号又は第十一号のいずれかに該当するもの</p> <p>10～21 (略)</p> <p>別表3～別表5 (略)</p> <p>別記1～別記5 (略)</p> <p>様式1～様式22 (略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I～V (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>貨物、仕向地及び提出書類</p> <p>別表2 技術、提供先国及び提出書類 (略)</p> <p>別表2の付表</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの</p> <p>4 外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第8項に該当するもの</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第一号ロ又は第三号ロのいずれかに該当するもの</p> <p>9 外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第一号、第五号、第十一号又は第十四号のいずれかに該当するもの</p> <p>10～21 (略)</p> <p>別表3～別表5 (略)</p> <p>別記1～別記5 (略)</p> <p>様式1～様式22 (略)</p>